### P22「対象者の特性に合わせ、様々な方法を検討する」中

「コミュニケーションが難しい知的障害者や精神障害者の場合は、保護者や介助者にヒアリングをする 等の方法があります。」を以下のように修正する。

「コミュニケーションが難しい知的障害者や精神障害者の場合は、家族、支援者・介助者、法定代理人等に補佐してもらいヒアリングをする等の方法があります。」

理由:障害者本人がコミュニケーションが難い場合であっても、保護者や介助者にヒアリングすること は本人の意見を聞いたことにはならない。障害者本人が意思表明をできるように、適切な支援者が補佐 するなどの合理的配慮をするべきである。

なお、「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の別紙の「第4合理的配慮の基本的な考え方」に以下の記載があり、各地方自治体もこれに準じた対応要領を定めることが想定される。「また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。」

#### P29「高齢者、障害者等の福祉に関する施策」中

「→市町村高齢者保健福祉計画」を「→市町村老人福祉計画」に訂正する。

理由:法律上の名称に合わせる

・「(老人福祉法第20条)」を「(老人福祉法第20条の8)」に訂正する。

理由:参照条文の誤り

・「→地域包括ケアシステム」を「→市町村介護保険事業計画」に訂正する。

理由:「地域包括ケアシステム」は計画名ではない。

「(介護保険法)」を「(介護保険法第117条)」に訂正する。

理由:計画の根拠を明確にするため

・「→市町村障害者福祉計画」を「→市町村障害福祉計画」に訂正する。

理由:制度名の誤り

・「(障害者自立支援法第 88 条)」を「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条)」又は「(障害者総合支援法第 88 条)」に訂正する。

理由:法律名の改正

・なお書き中、「市町村知育福祉計画」を「市町村地域福祉計画」に訂正する。

理由:制度名の誤り

### P29 コラム【地域包括ケアシステムに関する計画】中

「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される計画が地域にある場合は、生活関連施設等の設定に際して連携を図ることが重要です。」以下のとおり修正する。

「市町村介護保険事業計画など、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される計画と、

生活関連施設等の設定に際して連携を図ることが重要です。」

理由:原文では、計画がない場合には連携が不要と解釈できるが、介護保険法においては「市町村介護保険事業計画」は必須であること、第 6 期介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置付けることとなっていること、と整合性をとる必要がある。

### P29 コラム【地域包括ケアシステムに関する計画】中

「今後増加が見込まれるサービス付高齢者向け住宅や老人デイサービスセンター等も、生活関連施設等に設定し、面的・一体的なバリアフリー化を検討することが必要です。」を以下のとおり修正する。

「サービス付高齢者向け住宅や老人デイサービスセンター等も、生活関連施設等に設定し、面的・一体的なバリアフリー化を検討することが必要です。」

理由:介護報酬がマイナス改定となる中で、増加が見込まれるかは定かではないため。

#### P35「○ソフト施策」中

「→マナーの向上」を以下のとおり修正する。

「→障害者等の生活実態の理解」

理由:内容として記載されている放置自転車は、マナーではなくルールの問題であり、原案の表現では 誤解を招くため。放置自転車や歩道の看板等が障害者にとっていかに行動の障害となるのかを理解する ことが必要である。

# P44「高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する」中

- ・「障害者福祉ホーム」を「障害者支援施設」に訂正する
- ・「障害者福祉センター」を「(障害者)地域活動支援センター」に訂正する。

理由:「障害者福祉ホーム」は現行の制度上「福祉ホーム」を指すと思われるが、障害者の居住系の施設としては一般的ではなく、「老人ホーム」との横並びを考えると「障害者支援施設」が適切である。「障害者福祉センター」は現行の制度上「身体障害者福祉センター」を指すと思われるが、障害者の通所系の事業所としては一般的ではなく、「地域活動支援センター」が適切である。なお、「地域活動支援センター」では対象者が分かりづらいので、「(障害者)地域活動支援センター」と表記した。

### P51「移動等円滑化のためのその他の事業」中

黒板のイラストの項目に「サインによる情報提供の充実」を加える。

理由:同頁下半分の説明と不整合のため。

### P51「サインによる情報提供の充実」中

「ユビキタスな環境づくり」を、具体的な内容を示す日本語に言い換えるか説明を付ける、又は削除する。

理由:ユビキタスという言葉で伝えようとする内容が不明確である。

# P59「心のバリアフリーとは」中

「高齢者や障害者等に対して、国民ひとりひとりがやさしさや思いやりを持って接することができなければ」を以下のとおり修正する。

「国民ひとりひとりが年齢や障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことができなければ」

理由:「高齢者や障害者」と「国民ひとりひとり」を別個であるような記述は問題がある。なお、修正提案は「障害者基本法」など障害者に関する各法の目的規定を元に作成した。

## P59~60「心のバリアフリーの施策」中

「国民の正しい理解を深めるための啓発・広報活動の実施」を項目の一番目に移動する。

理由:最も基本的で重要な項目であるため。